

平成 27 年 10 月 6 日

神奈川県知事
黒岩 祐治 様

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会（連協）
会長 比留間 哲生

事業認定に関する質問と要請（求回答）

早速ながら表記の件についてお尋ねし、併せて要請を致しますので可及的速やかに回答下さるようお願い致します。尚、差出人の連協について述べますと、横浜市栄区の横浜環状南線（以下「南線」という。）計画沿線の町会、自治会、環境を守る会約 3 千戸から成り、南線計画の抜本の見直しを求めて 1988 年以来現在に至るまで運動を続けている団体です。

記

1. お訊ねする件

連協は本年 6 月 29 日付で国交大臣、東日本高速道路(株)社長及び横浜市長に対して南線の桂台トンネル掘削に関して事前のシミュレーションを行うよう要請した。これに対して横浜市長から回答があったが、他の 2 者からは一切の回答がなく完全に無視された。しかも横浜市の回答も見当外れのものであり、これに対して連協(会長)が反論し、それ以来横浜市(市長)との間で 3 回にわたり文書で議論が行われた。このやりとりの中で、連協が横浜市から県に出された上郷公田線の事業認定申請書の中の法令制限地として宅地造成工事規制区域の記載がないのは法的瑕疵である旨指摘したのに対して横浜市は、これは関係機関である神奈川県県土整備局用地課と話し合い、その確認を得て記載しないことにしたと回答した。土地収用法によると、事業認定は認定庁の長が行うことになっており、用地課が勝手に事業認定申請書の中の法的記載事項の削除を決定し、その旨を申請人に伝えるという越権行為を冒すとは考えられないので、この件については知事である貴職に意見を求め、その裁可を得た上で行ったものと考えられる。そこで責任者としての貴職に以下の質問をする。

質問 1. 横浜市から提出された上郷公田線の事業認定申請書の中の法令制限地として宅地造成工事規制区域を記載しなくてよい旨を市に対して伝えたことの法的根拠とその理由の説明を求める。

2. 法的瑕疵のある事業認定書は差し戻して手続きをやり直すよう要請する

上記の如く、横浜市が神奈川県に提出した上郷公田線に関する事業認定申請書には法的に記すべき事項の記載がないという重大な瑕疵があり、この間違いの原因は神奈川県用地課が不記載を認めたこと、そして横浜市によると不記載の理由は、上郷公田線工事は宅

地造成に該当せず宅地造成等規制法の対象とならないためとしている。しかし、なぜこの法律の対象にならないのか、その理由については一切説明がない。

事業認定申請書の法令制限地は事実をそのまま記載することになっており、例えばそこに埋蔵文化財が存在した場合、それを適切に処理して工事と関係がなくなったとしても、そこに埋蔵文化財が存在したという事実は必ず記載しなければならないのである。宅地造成工事規制区域についても、これは昭和 37 年に横浜市が指定し、上郷公田線工事はこの規制区域内にあり、この事実は漏れなく法政規制地として記載しなければならないのである。これを記載しないのは事実の存在を否定することであり、さらに隠匿することにもなる極めて重大な法的誤りである。以上のことから明らかなように横浜市が提出した上郷公田線の事業認定申請書には法的に重大な欠陥があり、認定庁の長である知事はこれを差し戻した上で認定手続きをやり直すべきであり、このことを強く要請する。

以上